

介護職員等に対する処遇改善加算手当の支給に関する規程

社会福祉法人福祉の森

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人福祉の森(以下、「法人」という。)の給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等処遇改善加算(以下、「介護職員等処遇改善加算」という。)に基づき、法人の介護職員等に対し、支給する処遇改善加算手当(以下、「介護職員等処遇改善加算手当」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常勤職員または非常勤職員等の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員等処遇改善加算の対象職員に対し、介護職員等処遇改善加算手当を支給する。

(支給額)

第3条 介護職員等処遇改善加算手当の支給額は、介護職員等処遇改善加算制度による加算見込み額の範囲内において、常勤職員または非常勤職員等の別に法人が定める額とする。

(支給)

第4条 介護職員等処遇改善加算手当は、毎月の手当及び一時金(賃金改善実施期間分)を手当として支給する。

(在籍の限定)

第5条 介護職員等処遇改善加算手当は、支給日現在に当法人に在籍していない者については、支給しない。

(キャリアパス要件)

第6条 職位、職責及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、給与規程及び職能資格等級規程に定める。

(その他)

第7条 この規定は、介護職員等処遇改善加算が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。